

所管部課名	薩摩川内市教育委員会 学校教育課	担当者	山本 康尋					
事務事業名	薩摩川内市学校給食会連合会運営補助金（給食センター管理費）							
根拠法令	薩摩川内市学校給食会連合会運営補助金交付要領							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成30年度 予算額	3,889 千円	国県支出金 千円	一般財源 3,889 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	各学校給食会の連絡調整を図り、学校給食センター業務の円滑な実施及び運営並びにその発展に寄与することを目的とする。		学校給食費の収納率 100%		平成35年度			
成果指標②								
補助対象者	市学校給食会連合会の運営補助（理事及び連合会職員2名）							
補助対象経費	職員の給料及び共済負担金、労災保険及び傷害保険掛金、健康診断料、理事及び職員の旅費及び費用弁償、通信運搬等事務経費							
補助対象事業・活動の内容	（補助事業等の用件） 第2条 学校給食会連合会運営補助金に係る補助事業等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める用件を満たすものでなければならない。 （1） 薩摩川内市学校給食会連合会が計画する学校給食の一層の充実と健全な運営を図るものであること。 （2） 前号の計画の達成に資することが明白であること。							
補助金額又は補助率	分類 ☒ 運営補助のみ ☐ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他 （補助金の額） 第3条 学校給食会連合会運営補助金の額は、次条に定める経費について、予算に定めた額とする。							
上記項目の積算方法	職員の給料及び共済負担金、職員の労災保険及び傷害保険掛金、職員の健康診断料、理事及び職員の旅費、通信運搬等事務経費							
補助を受ける事業（団体）等の経過を去ける年の事業（団体）等の決算状況	項目	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
		金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	
	収入	自己資金	94,630	100.0%	94,330	2.5%	93,400	2.3%
		会費収入	94,630	100.0%	94,330	2.5%	93,400	2.3%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金		0.0%	3,554,000	95.3%	3,889,000	94.4%
		雑入（預金利息）	7	0.0%	11	0.0%	10	0.0%
		（前年度繰越金）		0.0%	82,697	2.2%	138,525	3.4%
		計	94,637	100.0%	3,731,038	100.0%	4,120,935	100.0%
	支出	事業費	11,940	12.6%		0.0%		0.0%
		人件費		0.0%	3,465,945	92.9%	3,712,929	90.1%
		その他事務費		0.0%	126,568	3.4%	313,454	7.6%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）	82,697	87.4%	138,525	3.7%	94,552	2.3%
		計	94,637	100.0%	3,731,038	100.0%	4,120,935	100.0%
	支出計/前年度支出計				3942.5%		110.5%	
	自己資金/前年度自己資金				99.7%		99.0%	
翌年度繰越金/市補助金				3.9%		2.4%		
交付件数								
成果指標の推移①				99.61%		99.63%		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】・・・なし（今回：新規） 【前回評価への回答】 【事業のPR方法】 学校給食会理事会、代議員会での案内 【費用対効果】 学校及びPTAの滞納者対応の軽減 【補助事業以外の事業】 特になし 【その他】 5つの学校給食会間の連絡調整を行い、より良い学校給食運営を図るため平成27年に設置し、給食費滞納者の対応として平成28年度より職員2名を雇用した。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	公平な給食費の負担をしていただくため、滞納者対応を行っている。成果も充分に出ており、少しずつではあるが収納率も上がってきている。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	学校給食は納めていただく給食費で食材の購入を行っており、栄養豊で美味しい学校給食の充実を図るためにも給食費の収納率100%を目標として、滞納者の対応を行うために平成28年度より職員を2名雇用し滞納対策にあたっている。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	安定した美味しい学校給食を提供するためにも給食費の100%完納を目指す。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	学校給食費は公金扱いではなく私会計のため、学校長やPTAを中心に徴収をしているが事務負担が大きいいため、徴収業務を行える職員の雇用をした。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助金は連合会職員2名の給与と業務のための事務経費である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられ、かつ、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	収納率100%を目標に努力している。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	—	
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	現時点では、財源確保の手段が他にないためやむを得ない。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	経費の明細は明確である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈上記方向の理由〉 学校給食の充実と健全な運営を図るためにも必要である。	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
	〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉		〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈まとめ〉

薩摩川内市学校給食会連合会運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第103号）第2条の表に掲げる学校給食会連合会運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の用件)

第2条 学校給食会連合会運営補助金に係る補助事業等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める用件を満たすものでなければならない。

- (1) 薩摩川内市学校給食会連合会が計画する学校給食の一層の充実と健全な運営を図るものであること。
- (2) 前号の計画の達成に資することが明白であること。

(補助金の額)

第3条 学校給食会連合会運営補助金の額は、次条に定める経費について、予算に定めた額とする。

(補助対象経費)

第4条 学校給食会連合会運営補助金は、次に定める経費について交付する。

- (1) 職員の給料及び共済負担金
- (2) 職員の労災保険及び傷害保険掛金
- (3) 職員の健康診断料
- (4) 理事及び職員の旅費
- (5) 通信運搬等事務経費
- (6) 連合会が管理する車両に掛かる経費

(交付の申請)

第5条 学校給食会連合会運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年4月1日とする。

(交付の基準)

第6条 学校給食会連合会運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の用件を満たさない場合
- (2) 当該申請書に学校給食会連合会運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 学校給食会連合会運営補助金の実績報告に係る規則第15条3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類。

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 学校給食会連合会運営補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、給食内容の充実の状況等により測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 学校給食会連合会運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の教育行政諸施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めることとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(見直し期間)

2 学校給食会連合会運営補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成30年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成31年度において所要の措置を講ずるものとする。